

統合・広域化に関する論点整理

これまでの委員会や地域意見交換会での議論や各委員に事前にお伺いした御意見を基に、統合・広域化に関する論点を整理した。

(1) 県内水道の統合・広域化により得られると一般的に期待される効果は、

- ・ 県内の水道事業体の運営基盤を強化し、高い技術力、経営力、財政力を有する事業体を作り上げることにより、これまでに達成してきた水道の水準を次世代に確保し続け、さらに21世紀に求められるより高いサービス水準の水道を実現していく。

ことであり、サービス水準の向上としては、

- ・ 水質管理について、安全でおいしい水を供給するため、職員の専門性を高めることで、迅速かつ高度な対応を行う。
- ・ 水質管理について、原水から給水に至る管理を一貫して実施することや水源を同じくする地域で集約して管理を行うことが可能となる。
- ・ 災害対策(応急給水、応急復旧対策等)について、市町村(事業体)ごとに対応するのではなく、広域的なネットワークとして対策を検討する。
- ・ 災害・事故・湯水時等における水資源の融通を柔軟に行う。

ことを通して実現することが期待され、これまでの水準の確保としては、

- ・ 老朽管・老朽施設の更新について、今後新たに水道を造り替える必要がある中で、施設の統廃合や人口減少に対応したスケールダウンをも視野に入れた合理的な更新計画を策定する。
- ・ 技術の確保について、職員の高齢化が進む中で、職員を適正に配置して技術が承継されるようにする。
- ・ 将来的に事業規模が拡大しない中であっても高いサービス水準を維持するのに必要な組織規模(職員数)を確保する。

ことを通して実現することが期待される。こうしたことを可能とする経営面での効果としては、収入の大幅な増加が期待できない時期にあって、

- ・ 経営健全化の促進について、スケールメリットの発現、職員の適正な配置、将来における施設の統廃合等によりコストを一層縮減し、経営の効率化を図る。
- ・ 経営を取り巻く環境が平均化されることにより、特定の地域や特定の時期の事情に左右されることなく、長期的に安定かつ抑制された料金での供給が可能となる。
- ・ 今後、管路・施設の更新・耐震化、技術の高度化等の必要な投資を担えるよう、事業体の財政基盤を強化する。

ことが挙げられると考えられる。

(2)さらに、この統合・広域化の効果について、用水供給事業の水平統合を行った場合と、用水供給事業とその受水末端給水事業との垂直統合を行った場合とで、統合効果は異なるか。

- ・ 用水供給事業の統合の場合、広域的な災害対策、柔軟な水資源融通、料金水準の安定・抑制化の効果が特に期待されるのではないか。なお、用水供給事業の統合の場合であっても、末端給水事業の水平統合を併せて実施しなければ、前掲の統合・広域化の効果は十分には現れないのではないか。
- ・ 用水供給事業とその受水団体との統合の場合、原水から給水までの水の統合管理や地域での集約管理の実施、コストの一体管理による経営効率化の促進の効果が特に期待されるのではないか。
- ・ 県内の大部分の用水供給事業と末端給水事業を統合するような事業体を創設する(いわゆる「県内水道一元化」)ことにより、用水供給事業の水平統合の効果と用水供給事業体・受水事業体の垂直統合との効果の双方を得られるのではないか。しかしながら、その一方で、極めて大規模な事業体となることにより、施設単位等での効率化の努力が全体の経営状況に表れにくくなり結果として運営の効率化への意欲を削ぐのではないか、等の統合によるマイナス効果が出るのではないか。なお、極めて多数の市町村等の同意を同時に求めることが必要であり、統合を実施する上で一度に統合を行うのは現実的には困難ではないか。

(3)地方分権の中、県内水道についても補完性の原理及び近接性の原理により、住民に身近な基礎自治体である市町村が事務責任を担うことをこれまでと同様に原則とすべきではないか。ただし、県が都市部を中心に水道を担い、また、水道料金格差是正等を目的とした県単独補助事業を行ってきたという、これまでの経緯を踏まえつつ、県にも一定の役割を果たすことを認めるべきではないか。

千葉県は水資源の確保の点で不利な地域であり、また、その中において県内でも水資源の確保に要する負担に大きな地域差がある。広域的な水資源の開発に必要な費用については、個々の水道事業体の経営努力により縮減することが困難な性格のものであることから、県民全体に水源を公平に担保するため、県民が共同で一定の負担をするものとすべきではないか。

- ・ 広域的な水資源開発の費用の負担について、現行の用水供給事業の圏域単位での共同負担では県内の地域差が大きすぎる結果となっていないか。現行の用水供給事業の圏域単位よりも広域で共同負担をすべきではないか。その場合、県域全体での共同負担が望ましいか。
- ・ 水資源開発の費用を共同負担とした場合、県内の水道全体での経営努力を促

すことができるよう、県民にとって水道に必要な費用が明確となる方式がよいか、補助を受ける地域の自助努力を促すことができるよう、県民にとって県内地域間での扶助に必要な費用が明確となる方式がよいか。

これまで千葉県では、県単独補助金により県内料金格差の縮小等を図り、県内の水道供給に必要な費用を県民が共同負担してきている。今後も補助金による共同負担を継続する場合、住民の共同負担する費用を明確にすると共に各事業体の経営努力を適切に発揮させるため、運営に対する補助から施設に対する補助に移行すべきではないか。

(4) 県営水道については、組織を用水供給と末端給水に分離して県と市町村の責任を明確化することも考えられるが、現行の県営水道は前掲の統合効果を既に実現していると捉えられるため、組織を分離することなく一事業体として維持することも考えられるのではないかと。また、県営水道地域の市町村は、基礎自治体として水道供給に関する責任を他の地域の市町村と同等に果たすことが望ましいのではないかと。したがって、県営水道地域を一事業体として維持する場合には、県営水道地域の市町村には、当該事業体への経営面・財政面での参画を求めるべきではないかと。

(5) 統合・広域化については、県内全域で一斉に進めることが統合効果を県内全域に及ぼす上では望ましいが、各圏域の事情で一斉に進めることが困難な場合、統合の方向性について全県的に明確に示しさえしておけば、その方向性の実現に向けての作業は画一的にせず各圏域の実情に合わせてつつ統合可能な圏域から段階的に統合しても良いのではないかと。

統合・広域化の効果について（試算）

1. 概要

平成16年度に県内水道のあり方に関する検討会において、経費削減効果や料金（供給単価）低減効果を以下の3つのパターンにより県が試算した。

用水供給事業の一元化(案)：6用水供給事業と県営水道の用水供給部門とを水平統合。併行して末端水道事業も、圏域単位で広域化。

圏域ごとの事業統合(案)：8圏域ごとに用水供給事業と末端水道事業とを垂直統合。

県内水道の一元化(案)：6用水供給事業、県営水道、末端水道事業すべてを1事業に統合。

2. 試算方法（前提条件）

- (1) 各事業体の収益的収支・資本的収支の3ヶ年（平成17～19年度）の見込みを基に平成17年4月1日に統合したと仮定し、その経費削減額を試算した。
- (2) 統合・広域化による経費削減は、人件費、その他経費（営業費用のうち薬品費・動力費等）、石綿セメント管更新費の主要な3費目について削減効果が見込めるものと仮定した。
- (3) の経費削減率については、水道統計（平成14年度決算値）に基づく全国の水道事業体の事業規模（有収水量）と の経費との相関関係を基にコブ・ダグラス型費用関数を用いて試算した。また、 の削減額については、県水道局の工事積算基準を用いて、統合・広域化により工事を一括発注した場合の現場管理費、一般管理費等の付帯経費の削減額を計算した。
- (4) 経費削減額はすべて財政負担の軽減ではなく水道料金（供給単価）の引下げに充てるものと仮定し、供給単価を試算した。
- (5) 市町村の一般会計からの出資・繰出（基準内外とも）は、継続するものとした。（平成17～19年度出資・繰出金の平均（見込み）：13,975,121千円）
- (6) 県の高料金対策補助金については、原則として継続しないものと仮定した。ただし、圏域ごとの事業統合(案)については、継続の場合も含めて試算した。（平成17～19年度高料金対策補助金の平均（試算）：2,239,905千円）

3. 試算結果

	用水供給事業の一元化(案)	圏域ごとの事業統合(案)	県内水道の一元化(案)	備考
経費削減額〔千円〕	6,335,755 (4.4%)	12,566,299 (8.7%)	19,105,095 (13.2%)	現行の総費用 144,666,448〔千円〕
供給単価格差	1.52倍	補助金あり1.43倍 補助金なし1.69倍	1.00倍	現行の格差 2.66倍

* 数値は、3年間（平成17年度～平成19年度）の試算結果の平均値